

新婚のおふたりを支援します

— 上 島 町 結 婚 新 生 活 支 援 事 業 —

若い世帯の方々の結婚新生活の門出を応援するため、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に婚姻届を提出・受理された夫婦に対し、引越し費用等の支援を行っています。

対象経費

住居費

敷金・礼金・仲介手数料・家賃月額・共益費

- ※家賃・共益費については、家賃・共益費以外の助成申請に係る合計金額が、24万円に満たない場合のみとします。
- ※勤務先から住居手当が支給されている場合は手当分を差し引いたものとします。



引越し費用

引越し・運送業者支払費用

- ※個人で実施する引越しに要する経費は対象外です。
- ※対象経費の一部を限定して申請も可能です。
- ※経費については、H29年4月1日以降に実施したものが対象となります。



助成金額

- 1世帯あたり24万円まで
- ※1,000円未満切り捨て

対象条件

- 1世帯所得（平成28年1月1日から12月31日までの間の夫婦の所得を合算した金額）が340万円（年収450万円程度）未満の新婚世帯 ※所得制限といいます。
 - 2助成対象となる住居が上島町内にあり、住民登録の上、現に居住していること。
 - 3他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
 - 4過去にこの制度に基づく助成を受けたことがないこと。
- ※所得制限について、以下に掲げる場合にあってはそれぞれに記載する計算方法により算出した金額とします。
- ア) 婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職又は転職した場合、最後に離職又は転職した月の次の月における夫婦の所得を合算した金額に12を乗じた金額
- イ) 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合、所得証明書をもとに算出した夫婦の所得を合算した金額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額

必要書類

- 申請にあたり、以下の書類を提出していただきます。
- ・婚姻届受理証明書、又は婚姻後の戸籍謄本（全部事項証明書）
 - ・上島町結婚新生活支援助成金交付申請書
 - ・住民票の写し
 - ・所得証明書
- 以下、申請内容に応じて—
- ・貸与型奨学金の返還額がわかる書類（借入がある場合）
 - ・居住物件の賃貸借契約書の写し
 - ・住居費に係る領収書（賃料を除く。）
 - ・住宅手当支給証明書（給与所得者全員分）
 - ・引越しに係る領収書
- その他、町長が必要と認める書類を提出いただく場合があります。

申込期限

平成30年3月31日まで

申請・問い合わせ

弓削住民課 ☎77-2503 生名住民課 ☎76-3000
岩城住民課 ☎75-2500 魚島住民福祉課 ☎78-0011